

---

# データセンターにおける蓄電池設備及び 消火設備の消防法令上の取扱いについて

---

令和8年5月15日  
総務省消防庁

1 リチウムイオン蓄電池設備に係る危険物の数量算定  
について

2 データセンターに設ける消火設備の種別について

# 1 リチウムイオン蓄電池設備に係る危険物の数量算定について

## リチウムイオン蓄電池設備の危険物保安に係る基準の概要

- リチウムイオン蓄電池について、内部の電解液が消防法上の危険物(引火性液体:第4類第2石油類等)に該当する。
- 電池製造工場や倉庫、データセンター等で、リチウムイオン蓄電池を多量に貯蔵又は取扱いされる場合は、その量が一定量以上(第4類第2石油類の場合は1,000L以上)になると、消防法令上の危険物施設として一定の安全対策が求められる(消防法第10条)。

### 【消防法第10条(要約)】

- 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物施設」という。)以外の場所でこれを取り扱ってはならない。
- 危険物施設は、位置、構造及び設備の技術上の基準(建築物の防火性等)に適合することが必要。

## これまでの対応状況

- 規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)を踏まえ、欧米での事業環境も考慮に入れ、安全確保を前提に、リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用のあり方について、有識者検討会で検討。
- 検討結果を踏まえて、リチウムイオン蓄電池の取扱いの合理化に係る運用通知(令和6年7月2日付け消防危第200号。以下「200号通知」という。)を発出。

### 【200号通知の概要】

リチウムイオン蓄電池が複数貯蔵され、又は取り扱われる場合、各リチウムイオン蓄電池の内部電解液の量を合算するところ、一定の耐火性を有する箱や筐体(以下「耐火性収納箱等」という)にリチウムイオン蓄電池を収納した場合、1つの耐火性収納箱等内のリチウムイオン蓄電池の電解液の量で判断する(耐火性収納箱内の電解液量が一定以上超えないものは、危険物施設としての安全対策は不要)こととした。

### <耐火性収納箱等に係る性能>

耐火性収納箱等の性能は、

- ・箱や筐体の耐火性(火災時に火炎の噴出や発炎等が生じないこと)を確認する試験
- ・隣接した箱や筐体に延焼しないことを確認する試験

において合格基準を満足することとする。

# 1 リチウムイオン蓄電池設備に係る危険物の数量算定について

## 要望

- 現行の運用(200号通知)においては、リチウムイオン蓄電池を耐火性収納箱等に収納したユニット単位としての耐火性を求めているところ。
- 一方、リチウムイオン蓄電池等を用いた蓄電システムに係る国際規格(UL規格)の中には、ユニット間の配置等を含めて一定の防火性能を求めているものもあり、国際規格で求められている防火性能を有している場合には、現行の運用(200号通知)と同様の取扱い(1つの耐火性収納箱等内のリチウムイオン蓄電池の電解液の量で危険物施設にあたるかどうか判断できる。)ができるのではないかと、の意見が関係事業者から寄せられている。

## 検討の方向性

- 耐火性収納箱等内のリチウムイオン蓄電池が熱暴走により発火した場合等において、他の耐火性収納箱等内のリチウムイオン蓄電池に延焼・拡大しないことを担保することが必要である。

➡ 要望で述べられている国際規格(UL規格)について、詳細を確認し、現行の運用(200号通知)と同様の取扱いが可能か検討する。

### 消火設備の設置基準の概要

#### 【消防法第17条(要約)】

- 防火対象物(建築物、工作物等)の用途、規模等に応じ、関係者(管理者、所有者又は占有者)は、消防用設備等を、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

#### 【消防法施行令第13条(要約)】

水系の消火設備を使用すると感電、水損等の二次災害のおそれのある防火対象物等に対しては、ガス系の消火設備等の設置が義務付けられている。

- 通信機器室(※1)で、床面積が500㎡以上のものは、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のいずれかを設置しなければならない。
- 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備(※2)が設置されている部分で、床面積が200㎡以上のものは、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のいずれかを設置しなければならない。

- (※1) 自動又は手動により信号の送受を行うための機器類が収納されている室をいい、電話通信、電報通信、無線通信、搬送通信、データ通信等に供されるものがある。
- (※2) 発電機、変圧器のほかにリアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断機、計器用変成器等が該当し、次のものは含まれない。
- (一) 配電盤又は分電盤
  - (二) 電気設備のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃ガスを発生するおそれのないもの
  - (三) 電気設備のうち容量が二十キロボルトアンペア未満(同一の場所に二以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。)のもの

### 要望

- 国内のデータセンターには、ガス系の消火設備が一般的に設置されていると考えられるところであるが、関係事業者から、ガス系の消火設備ではなく、スプリンクラー設備を設置することとしたい旨の要望があるところ。



### 検討の方向性

- データセンターには、多数のサーバー、UPS等の蓄電池、高圧の受電設備等が設置されているため、水を放射することによる感電、水損等による二次被害等を考慮する必要がある。

 海外事例の調査、検証実験等を行い、データセンターにおけるスプリンクラー設備の設置について検討する。